

「R 7 吉土 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物運搬処分業務」仕様書

1 適用

本仕様書は、橋梁再塗装工事に係る「R 7 吉土 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物運搬処分業務」（令和 7 年 1 1 月 5 日入札執行）に適用する。

2 業務内容

本業務は、六条大橋の再塗装工事で発生した低濃度ポリ塩化ビフェニル(PCB)及び鉛を含む塗膜くず並びに剥離時に使用した防護服・安全保護具について、収集運搬及び処分を行う業務である。

- (1) 委託業務箇所 収集場所：徳島県名西郡石井町藍畑字東覚円（六条大橋南詰）
運搬先：受託者の無害化処理認定（許可）施設

(2) 対象廃棄物の性状、荷姿等

ア 種類、数量及び荷姿

廃棄物			容器		
廃棄物の種類	品名	重量	種類・規格	個数	総重量
低濃度ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物 注) 廃棄物の重量は、推定による。	塗膜くず	kg 10,974	ドラム缶(蓋付き) (容積) 200リットル/本 (重量) 23kg/本	本 126	kg 2,898
	使用済み防護服等	kg 3,648			
	計	14,622kg			
廃棄物と容器の総重量			17,520kg		

- ・ 輸入廃棄物の有無：無
- ・ 廃棄物は、「塗膜くず」と「使用済み防護服等」に分別して、別々のドラム缶に封入している（塗膜くず：62本、使用済み防護服等：64本）。
- ・ 廃棄物は、ビニール袋に入れた状態で容器に収納し、保管している。

イ 廃棄物に係る試験結果

PCB(含有) 2.4mg/kg
鉛(含有) 70000mg/kg
クロム(含有) 4100mg/kg
鉛又はその化合物(溶出) 19mg/l
六価クロム化合物(溶出) 0.01mg未満/l
ポリ塩化ビフェニル(溶出) 0.0005mg未満/l

- (3) 履行期間 令和 7 年 1 1 月 6 日（契約締結予定日）から令和 8 年 3 月 2 6 日まで（140 日間）

3 適正な処理のために必要な情報（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 4 6 年政令第 3 0 0 号）第 6 条の 6 第 1 号の規定に基づく通知事項）

(1) 対象廃棄物の性状及び荷姿に関する事項	} 2の(2)による。
(2) 対象廃棄物のPCB濃度	
(3) 通常の保管状況の下での腐食、揮発等対象廃棄物の性状の変化に関する事項	なし

(4) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項	なし
(5) その他対象廃棄物等を取り扱う際に注意すべき事項	<p>廃棄物は、ビニール袋に入れた状態で容器に収納しているが、袋の口の緩み、破れなどにより、廃棄物の一部が、容器中に付着している可能性があるため、容器の蓋を開けて作業等を行うときは、作業従事者の健康及び周辺環境への影響が生じないように、必要な防護措置を講じること。</p> <p>また、容器は、新しいものを使用しているが、積卸し時の衝撃による損傷など、内容物の漏れにつながる傷が生じていないか、取扱いの各段階で注意すること。</p>

4 業務区分別条件

(1) 収集運搬

- ア 廃棄物を受託者の処分場まで運搬すること。
- イ 運搬車両は、受託者が所有する廃棄物の運搬許可を得た車両とすること。
- ウ 廃棄物の収集・運搬にあたっては、道路交通法等の関係法令を遵守するとともに、過積載とならないよう注意すること。
- エ 廃棄物は、発注者がドラム缶(200リットル/缶)の中に保管しているため、その状態のまま、収集運搬するものとする。
- オ 収集の日時については、契約締結後に打ち合わせることとする。

(2) 処分（中間処理）

- ア 廃棄物及び容器を無害化処理すること。
中間処理後に残った金属類その他の有価物は、受託者に帰属することとするので、処分に係る料金は、予め見込まれる有価物（無害化後の容器）の評価額を差し引いて見積ること。
なお、契約締結後において有価物の評価額の見直しに伴う、契約金額の変更は行わない。
- イ 委託後の計量の結果、廃棄物（容器を含まず。）の重量が、2の(2)の重量と異なることを委託者（徳島県）と受託者の両方で確認したときは、所定の計算式により委託料の額を再計算し、契約の変更により委託料の額を改めるものとする。
- ウ 処分場は、受託者が管理している認定（許可）処分場とすること。

5 その他

- (1) 上記のほか本業務は、関係法令を遵守して実施すること。
- (2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、紙によるものとし、その用紙は、受託者が用意すること。
- (3) 本業務の成果品として、委託業務完了報告書に作業状況写真を添付すること。
なお、作業状況写真は、原則として電子納品対象外（紙による）とする。